

宇城市 議会だより

UKI-CITY ASSEMBLY REPORT

66号
2021年8月



【学ぼう きたえよう つながろう うけつこう
不知火小学校新校舎完成】



発行・編集／宇城市議会
TEL 0964-32-1111(代表) FAX 0964-34-3557

CONTENTS

審議した議案等とその結果……………	2
常任委員会審査報告……………	3
一般質問……………	6
臨時会の概要……………	14

令和3年第2回定例会

《会期：令和3年6月7日～3年6月22日(16日間)》

◎審議した議案等とその結果

件 名	議員名	○：賛成										●：反対		欠：欠席		除：除斥		棄：棄権							
		永木誠	山森悦嗣	三角隆史	坂下勲	高橋佳大	高本敬義	大村悟	福永貴充	溝見友一	園田幸雄	五嶋映司	福田良二	河野正明	渡邊裕生	河野一郎	長谷誠一	入江学	豊田紀代美	中山弘幸	石川洋一	岡本泰章	審議結果	賛成	反対
承認第8号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第11号）（一般会計補正予算）		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0	
承認第9号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第12号）（一般会計補正予算）		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0	
議案第40号 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第1号）		○	○	○	○	○	棄	○	○	○	議長のため表決には加わりません。	●	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	原案可決	17	1	
議案第41号 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0	
議案第42号 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第1号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0	
議案第43号 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第1号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0	
議案第44号 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第1号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0	
議案第45号 宇城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○		棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	19	0
議案第46号 宇城市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第47号 宇城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について		○	○	○	○	○	棄	○	○	○		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	18	1
議案第48号 宇城市三角西港観光施設条例の一部を改正する条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第49号 宇城市再建住宅条例の一部を改正する条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
議案第50号 宇城市立グラウンド条例等の一部を改正する条例の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0	
議案第51号 和解の成立について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	棄	○	○	可決	19	0	
議案第52号 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第2号）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0	
発議第1号 宇城市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0	
発議第2号 宇城氷川スマートインターチェンジアクセス道路の県道昇格に関する意見書の提出について		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0	

議長のため表決には加わりません。

◎その他の議案等

番 号	件 名	審議結果
報告第3号	専決処分の報告について（専決第10号）	報 告
報告第4号	令和2年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について	報 告
報告第5号	令和2年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報 告
報告第6号	令和2年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	報 告
報告第7号	令和2年度宇城市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	報 告
報告第8号	令和2年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	報 告
報告第9号	令和2年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について	報 告
同意第3号	監査委員の選任について（永木 誠氏）	同 意
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について（平中 孝子氏）	適任と認め 答申することに決定
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について（横尾 七生子氏）	適任と認め 答申することに決定
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について（丸目 通隆氏）	適任と認め 答申することに決定

常任委員会 審査報告

総務文教常任委員会

委員長 豊田 紀代美

●一般会計補正予算（第1号）

○まちづくり応援補助金

「周知の方法はどのように行うのか」との質疑に対し「チラシを作成し、文教施設や飲食店等に設置、あるいはまちづくり団体に配布する予定」との答弁があった。これに対し「行政区域の会合での配布や広報紙への掲載などで周知をお願いしたい」「申請に手間がかかる等の理由で件数が減り、結果として予算規模が縮小しているのは残念である。基準を定めて周知を図り、市民にとって使いやすい補助金にすることが重要ではないか」との意見があった。

○市民病院のあり方検討支援 業務委託

「業務委託の期間はどのくらいか。また、検討会や審議会との関わり方はどのようになるのか」との質疑に対し「委託期間は半年程度を想定している。その中で審議会等の意見を聞き、最終的に病院としての方向性を検討する」との答弁があった。これに対し「議会や市民に対し、なぜその方向性になったのか経過がわかるような説明が必要ではないか」との意見があった。

○岡岳グラウンド照明器取替 工事

「照明の電柱部分から建て替えるのか」との質疑に対し「耐震性が不足しているので、基礎部分から施工し、電柱部分も取り替える」との答弁があった。また「照明だけでなく、他の設備も整備していく計画はあるのか」との質疑に対し「トイレや遊歩道等の整備要望はあるが、今回の照明は耐震性能が足りて

いないということ、安全を第一に考え整備することにした。他の設備の計画はないので、今後検討する」との答弁があった。



岡岳グラウンドの照明器

● 和解の成立

「和解によって買い取った土地の管理はどうするのか」との質疑に対し「国道の安全においても重要であるため、適切な保全に努める」との答弁があった。これに対し「市で管理する方法の他に、いろいろな管理方法を検討すべき」との意見があった。

建設経済常任委員会

委員長 福田 良二

● 一般会計補正予算(第1号)

○ 農業共済加入促進事業補助金

「現在、市の補助が1/8であるが、補助率が上がってくると加入率も上がると思われるがどうか。収入保険の検討もお願いしたい」との質疑に対し「率については加入率が向上するよう努力したい。収入保険については、掛金等を含めて優良なものと感じている。今後、比較検討していく」との答弁があった。

○ 新型コロナ収束祈願花火プロジェクト業務委託

「どのような方法で行うのか。また、開催の判断はどのように考えているのか」との質疑に対し「業者に花火・警備等を一括で委託し、5町同時に打ち上げたいと考えている。開催については、県のリスクレベルが屋外イベントの開催が可能な状況になれば行いたいと考えている」

との答弁があった。これに対し「プロジェクト自体には賛同するが、経済対策を優先させるべきでは」との意見があった。

○ 応急仮設住宅・みんなの家

移転業務

「業務委託の事業内容は」との質疑に対し「不知火の子ども集会所、三角の古水団地、豊野の復興支援住宅を予定している」との答弁があった。また「古水団地は今後全戸建て替えるのか」との質疑に対し「今回は10戸建設予定だが、後は住宅の空き状況により検討する」との答弁があった。

● 三角西港観光施設条例の一部改正

「三角西港観光広場の利用時間は午前9時から午後5時までだが、イベントで利用する場合、時間外の利用は行えないのか」との質疑に対し「現時点では考えていないが、遊歩道整備後の利用状況を踏まえて考えたい」

との答弁があった。



三角西港観光広場

民生常任委員会

委員長 山森 悦嗣

● 一般会計補正予算(第1号)

○ 防犯対策費

「防犯灯をLEDに付け替えることで電気料等の経費はどの程度節約されるのか」との質疑に対し「総合的には耐用年数の10年間で1基あたり約26000円の節約になると試算している」との答弁があった。また

「その節約は行政区の負担が減るといふことか」との質疑に対し「経費は削減できるが、今後、市が管理している防犯灯の一部を行政区に移管する方針。特に三角地区の市管理防犯灯の数が多いため、他の地区との公平性を保つためにも見直しを行っている。現地調査を実施し、行政区で管理できるものは行政区に移管できないか相談している」との答弁があった。

○三角地区の保健事業

「旧三角保健センターの解体後、三角地区の保健事業はどのように展開されていくのか」との質疑に対し「地盤沈下等で旧三角保健センターが利用できなくなり、三角防災拠点センター等を利用して保健事業を行っている。三角支所に保健師を2人派遣し、市民からの多様なニーズに対応できるよう相談態勢を整えている」との答弁があった。また「事業の後退に直接つながるわけではないと思うが、旧三

角保健センターで実施していた業務の質は担保されるのか。また、防災拠点センターの立地上、市民が行きづらいことによつて健診等の業務に支障を来さないのか」との質疑に対し「健診業務は本庁から職員を派遣し、万全の態勢で行っている。立地については、三角地区の高齢者層は自動車保有率が高いこともあり、現在、健診会場についてのクレーム等はないが、今後も市民のニーズを注視していきたい」との答弁があった。



旧三角保健センター

議員表彰

全国市議会議長会第97回定期総会で議員歴在職15年以上の表彰があり、福田良二議員が受賞しました。



議会中継(録画)をインターネットで視聴できます

<http://www.uki-city.stream.jfit.co.jp/>

宇城市では議会中継(録画)をインターネットで配信しています。市ホームページのトップにあるバナーからご覧ください。

議会のホームページからは、議員名簿や会議録を見ることができます。



宇城市議会 録画中継

過去の市議会の様子を閲覧できます

バナー



QRコード

一般質問

豊田 紀代美 議員

豪雨による冠水防止対策

問 梅雨の時期には日本各地で大きな水害が発生する。本市のため池の管理状況及び豪雨時の対応を問う。

経済部長 市には農業用ため池が138か所あり、重要な農業用ため池は土地改良区等に管理されている。水利権を放棄されたため池は、市が調査を行い貯水機能の維持・管理に努めている。管理が行き届いていないため池は、地元行政区や従来の水利権者に堤体の状況確認と日頃からの低水位を依頼している。豪雨時には、堤体の被災を防止するために事前に水位を下げるよう管理者に連絡するとともに、

巡回して現地確認を行っている。**問** ゲリラ豪雨時は道路が冠水し通行できず、住居にも浸水しかねない。今後の住宅地の排水路対策を問う。

経済部長 急速に宅地化が進んだ地域は、排水路が拡幅されないうまま農地転用され宅地となったため、保水能力がなくなり排水路に流れざるを得ない。水利権を放棄されたため池を調整池として活用し、少しでも住宅地の冠水被害が出ないように努める。**土木部長** 浸水被害が起きる箇所、工事が可能な部分は順次拡幅等を行っている。また、大雨予想の場合は、事前に堰の倒伏や農業用水路の流入口の一時閉鎖を要請するなど、浸水被害を軽減するよう注意喚起を行っている。今後もパトロールを行いながら現状を把握し、地元と連携をとって被害箇所の解消に努める。

問 国営基盤整備事業は完成までに14年かかると聞いている。5月の豪雨でも農地の冠水や水路の崩壊があった。事業完成ま

での農地冠水対策を問う。

経済部長 本市の弱点である排水不良を少しでも早く解消するため、新たな排水機場の整備と排水路拡張を進めている。県と連携を図りながら、現在できる対策に努める。

市長 事業の早期完成を国に要望するとともに、地域の排水路対策にも全力で取り組む。

宇城市民病院の今後の在り方

問 同病院の概要について問う。**病院事務長** 45床、診療科目8科で地域医療を支えている。常勤の医師は院長1人、応援の医師2人で診療を続けている。入院患者は平成28年度に最多、外来患者は平成22年度から毎年減少しており、約51%まで減少。昨年度の経常損益は1億900万円余の赤字であった。

問 今後の病院の在り方を問う。**副市長** 現状を把握して、病院の在り方を踏まえた経営判断に早急に取り組む。

市長 慢性的な医師不足の状況

で、今後ますます経営が厳しくなることが予想される。早急に病院の在り方を検討する。

「コロナ禍」の女性の貧困問題

問 経済的な理由で生理用品が購入できない女性への支援として、災害用備蓄品で使用期限が迫っている生理用品を無償配布する動きが全国的に広まっている。本市の取組を問う。

健康福祉部長 熊本地震の際に備蓄した生理用品2300枚が間もなく使用期限を迎える。今年度が入替え予定であり、入れ替えた後には既存の備蓄生理用品は無償配布する予定である。

問 幅広い女性支援策を推進するため、4月に「さくらプロジェクト」を立ち上げた。そこで①コワーキングスペース等の支援、②女性起業家への空き店舗等の貸出し・家賃補助、③シングルマザーと本市男性との婚活支援、④シビルマリッジ制度の設立を提案し、男女共同参画助成支援策を期待する。

図書館・美術館について

問 子ども図書館の概要、運営内容について問う。

教育部長 来年4月の図書館・美術館の指定管理移行に合わせ、熊本地震で提供した集会場みんなの家を図書館正面東側に移築し、子ども向けの図書館を造る。現在の図書館とは別の独立した建物になるので、おはなし会や



おはなし会の様子

親子参加のイベントも開催しやすくなり、子どもたちものびのびと過ごすことができる。

問 本の選書と処分、また本の分類について問う。

教育部長 資料の除籍は、現行の除籍基準に基づき除籍候補リストを作成し、教育委員会の承認後に除籍するので指定管理者が勝手に除籍することはない。選書も、資料収集方針に基づき複数の司書を含めた構成で選書会議を行い、作成した選書リストを教育委員会に提出して承認を得ることにしている。資料の分類は、原則として日本十進分類法に基づき管理する。市民の生活実用やレクリエーションに資する分野については独自分類を採用するが、現図書館職員と協議して導入することとしている。

当尾市民グラウンドについて

問 グラウンドの復旧について問う。

土木部長 グラウンド復旧の工事が完了する今年度末には、グラウンドとして利用が再開される予定である。

問 グラウンド周辺の樹木の管理について問う。

教育部長 原状回復工事が予定されているので、工事の進捗状況を踏まえて周辺の樹木の状態を調査しながら対応する。

問 市民グラウンドのトイレは狭い・汚い・臭いといった声や、舗装された駐車場ではなく草むらの中にトイレがあるため、蛇が出そうで怖い等の声がある。市民からもトイレ整備の要望が出ているが、考えを問う。

教育部長 トイレは平成16年度に整備されて築17年目を迎えている。現時点で、2か所のトイレを統廃合する考えは基本的でないが、当該トイレはくみ取り式で、臭気等で利用しづらい状況であるとも考えられるので、グラウンドが原状回復された後の利用状況等を踏まえつつ、その後の整備方針を研究する。

学童スポーツクラブについて

問 クラブの道具を学校の体育館や倉庫に継続して置かせてもらえるよう、学校に対して継続的に働きかけてもらいたいと思うか。

教育部長 道具の保管については、人事異動により先生の交代があつた場合でも、継続して置かせてもらえるよう学校に協力を求める。

問 運営補助金、施設利用料免除、大会出場補助金等の継続を期待する声に対する考えを問う。

市長 議員御指摘の補助金等の継続について、増額は考えても減額は一切考えていない。

問 学童スポーツクラブに対する教育長の思いや考えを問う。

教育長 持論として、スポーツは社会を動かすエンジン、スポーツの持つ可能性がこの社会を変えるという強い思いがある。教育委員会としては、子どもたちファーストの考えの下、可能な限り支援を継続していきたい。

給食費の無料化について

問 3月議会の一般質問で様々な課題があるとの答弁に対して、スケジュールを決めて課題を解決し早期の実現を求めた。開始時期を問う。

教育部長 継続的な財源確保や無料化の範囲など様々な課題がある中、教職員の負担軽減を図るため、給食費の公会計化を推進している。しかし法令やシステム整備に年単位の期間を要し、公会計化と同時もしくは公会計化後に無料化する予定なので、開始時期を明確にはできない。

問 給食費の公会計化は教職員の負担を軽減するものであり、公会計化していない自治体で無料化しているところもある。無料化できない要因とはならない。今の説明では、公会計化しなければ無料化できないと取れるがどうか。様々な課題があるとのことだが、どの様な問題をどの

様に検討してきたのかを問う。

教育部長 無料化と公会計化を並行して進める背景には、教職員の長時間勤務の問題がある。

給食費の徴収・管理に係る教職員の業務負担を軽減し、子どもたちに向き合う時間を増やせるようにしたいと考えている。

問 無料化すれば徴収業務がなくなり教職員の負担軽減になる。公会計化しなければ無料化できないという理由にはならないと思うが、考えを問う。

教育部長 少しでも早く無料化ができるよう、様々な問題を一つ一つ解決しながら今後も進めていく。

問 公会計化と無料化の問題は別ということをはっきりしておく。

新学校給食センターについて

問 新センターの運用開始時期を問う。

教育部長 調理を含めた運用開始は夏休み明けからになる。

問 食品の納入業者の選定方法及び地産地消の活用方法を問う。

教育部長 今までの給食センターに納入されていた28業者と、これらの業者が納入困難なものについては市外3業者を予定している。地産地消については、納入業者に理解と協力を図り、引き続き取り組む。

問 無料化の開始時期はいつになるか分からない状況だが、市長の公約である。市長の見解を問う。

市長 ふるさと納税が恒常的な財源になり得るか議論中であり、とりかかっていないわけではない。公約なので一生懸命やるが、今年中にやるかといったわけではない。

旧学校給食センターの処分について

問 松橋学校給食センターの処分先は社会福祉法人東康会に移譲されることが決まったが、どのような事業を行うのかを問う。

総務部長 第2種福祉事業で、

障がい者の自立支援及び就労支援の事業を行う。

問 評議員の中に、市長と本市議会議員1人が就任している。評議員会は、経営基本方針の決定、理事職・執行職の監督、理事長・執行理事の選定・解雇の権限を持つとされている。市長が経営に深く関わっている法人に、市長の責任で市の財産を売り渡すことに問題はないのかを問う。

総務部長 政治倫理条例やその他の法令に照らしても問題ない。

市長 理事だったが、市長になるときに理事を辞め評議員になった。処分に対して何ら働きかけは行っておらず、3月には退任しており、何ら問題はない。

問 この問題に関しては限りなくグレーと感じ確認を求めた。

また、今の市長の発言は反問権にあたるか疑問である。議会運営委員会で検討いただきたい。（その他の質問については、紙面の都合で割愛します）

いじめ対策について

問 いじめの定義を問う。

教育部長 いじめ防止対策推進法の第2条に「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と記載されている。

問 この定義に例外があるか。

教育部長 全てのいじめには例外はない。本人が苦痛を感じているのであれば、その解決に向けて丁寧な調査を行いながら、適切な対応を取っていく。

問 学校や教育委員会が、自分たちにとって都合のいい解釈で、いじめではないという判断をし

ないために、またいじめを行った側が自分には悪意はなかった、相手を思った好意からの言動だったなどという言い訳ができないように、法改正が行われたと考える。そうでなければどんな言動があったとしても、うまく言い訳をすればいじめにはならないというふうに勝手な解釈が生まれ、それは双方にとって不幸な結果しか生まない。私は、いじめがあったかなかったかを判断するのは、行為を受けた本人だと理解するが、教育長の見解を問う。

教育部長 子どもたちに関わる全ての大人若しくはそこに関係する周辺の生徒たち、児童たちという内容を丁寧に調査して、学校組織の中で対応していくことが、まず第一番目だと考える。

問 重大事態の定義を問う。

教育部長 いじめ防止対策推進法第28条に基づく重大事態の定義は、一つ目に、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生

命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。二つ目に、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときと記してある。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が、いじめの結果ではないあるいは重大事態とはいえないと考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たることと規定してある。

問 この定義に例外があるか。

教育部長 例外はないと考える。

問 重大事態の調査の目的を問う。

教育部長 因果関係の特定を急ぐことに重点を置くものではなく、事実関係を明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目

的に実施をしている。

問 端的に言えば、全容を解明し、自らの対応を真摯に見つめ直して、再発を防ぐということだと思う。今後教育長に、本人または保護者から、いじめにより体調を壊し入院したなどの理由で、重大事態が発生していると申立てがあった場合には、いじめ重大事態として認定するか。

教育部長 個別案件なので、詳細については教育委員会の中でやることとされているが、学校現場の内容を正確に共有しながら、双方の児童生徒から丁寧に聞き取りを行うことが第一と考える。

問 教育長に保護者から重大事態の発生の申立てがされているが、2か月経っても何ら回答がないと聞いている。その件について何か答弁はあるか。

教育部長 特段ない。今後継続して慎重に内容を把握したいと考えている。

保育園の民営化について

問 公共施設見直し方針及び行政改革大綱に基づき公立保育所を民営化してきたが、その状況と効果を問う。

健康福祉部長 民営化以前に取り決められた事項が忠実に履行されているか確認し、移管後の保育環境変化により起こる問題等について、移管先法人・保護者・市で構成する三者協議会で協議している。民営化以降、各園で大きな問題等は発生しておらず、おおむね良好な保育が行われていると認識している。民営化に伴う財政効果は、民営化を行わなかった場合と比べると平成27年度から令和元年度までで総計約7億4千万円の削減と試算された。また、令和元年10月に国の幼児教育・保育の無償化が始まり、無償化該当の3歳以上児童の給付費は私立保育園で国2分の1、県4分の1の負担金、公立保育所では全額が市負担であることから、園児一人当たりに対する市の負担費用額の差はさらに増加した。

問 豊野保育園の具体的な民営化の時期などについて市の方針を問う。

健康福祉部長 宇城市子どもセンター（仮称）の開設と併せて、民営化を令和5年4月1日に実施したいと考えている。

タイケン学園の誘致について

問 誘致の進捗状況を問う。

総務部長 協議の段階だが、日本ウェルネス高等学校熊本キャンパスとして来年の開校を目指して進めている。本校は通信制高校として3学年合わせて200人の生徒数を予定しており、スポーツ選手の育成に力を注いでいる学校である。有名選手として、リオオリンピックで活躍したバドミントンの銅メダリスト奥原希望選手、大学在籍生の女子プロゴルフ賞金ランキン

グ2位の稲見萌寧選手、今年の西武ライオンズドラフト1位の渡部健人選手など多くの選手を輩出している。誘致に必要な条件として、昨年6月に締結した連携協定に基づいた①宇城市教育のまち推進に関する事

②中・高等教育施設の開設及び設置に関すること、③定住人口の増加に関すること、④公共施設の有効活用に関することをもって協議を進めている。具体的には、中・高等教育施設の開設及び設置、公共施設の有効活用が協議の焦点となっており、本市所有の公共施設の改修費用への補助や法的整備、契約事項など最終段階の大詰めを迎えているところである。指導者の確保や生徒募集に関しては、理事長のイメージとしては人脈を通して有能な指導者の確保に努めたいとのこと。ただし、生徒募集に関しては、学校の設備の充実した様子がなければ難しく、令和5年度から本格的な募集が始まる感じであると受け止めた。

問 タイケン学園が使用する施設はどの施設なのか。また、専有する施設はどのかのかを問う。

総務部長 旧豊野公民館はすでに廃止、豊野給食センターも8月1日付けで廃止されるため、タイケン学園が専有する。旧豊野小学校体育施設及び豊野グラウンドは、各条例で定められた使用方法となるため、専有ではなく予約の調整等が必要となる。

問 令和4年4月の開校に向けた守田市長の思いを問う。

市長 本市にとっても地元豊野町にとっても、まちのにぎわいに一翼を担う大きなプロジェクト。熊本地震のときの仮設住宅を移設し、3DKの学生寮を20戸近く建設したいと考えている。

問 全国から学生が集まってくるよう環境を整備し、私たちも共に歩んでいきたい。その道のりが険しければ険しいほど達成感は計り知れない嬉しさがある。是非、豊野町に誘致できるように頑張っていたきたい。

教育行政について

問 社会体育に移行して2年が経過した。教職員の負担は確実に減ったが、子どもたちはやりたい活動ができていいのか。社会体育移行後の現状を問う。

教育部長 従来の部活動と比較すると、競技種目の選択肢が減少し、部活動同様の活動ができているとはいえないが、子どもたちが体を動かす機会を失わないよう、部活動にかわる受入態勢を構築し、補助金や施設使用料の支援、活動場所の確保等によって、学童スポーツクラブが安定的な運営・活動ができるよう支援していく。

問 令和5年度から始まる中学校の社会体育移行について問う。

教育部長 国から、休日の部活動の段階的な地域移行と、合理的で効率的な部活動の推進が提示されている。県では実践研究校が2校決まっている。教育委

員会としては、国や県の動向を踏まえながら、活動時間の適正化の推進や地域スポーツ・文化環境の整備推進を図る。

防災・減災について

問 市内6か所の防災拠点センターが昨年の台風でさっそく役割を果たした。しかし、センターへの分かりやすい誘導標識が少ないのではないか。災害発生時の防災拠点センターへの避難誘導（標識設置）について問う。

総務部長 誘導標識が必要な箇所には、熊本県が定めた災害種別一般図記号を用いたデザインを用いて、地域住民の意見を参考に、誰もが迷わず避難できる誘導標識を設置したい。

本市の魅力創出について

問 民間会社が行う魅力度ランキングによると、ここ数年、本市は県内14市の中で低順位である。ランキングを上げる取組に

ついて問う。

企画部長 全国的な知名度やブランドイメージの向上が必要不可欠かつ喫緊の課題。ふるさと納税制度を活用した市の特産品等のPRに加え、スマホ世代に向けてSNSなどを活用した双方向型の情報発信により、宇城市の魅力は市民のアイデアから発掘し、魅力を引き出し、新たな価値を創り出していきたい。

問 他の自治体に先んじた取組も必要。本市は二酸化炭素排出実質ゼロ表明の自治体に入っている。脱炭素に向けた取組について問う。

市民環境部長 第2次宇城市環境基本計画に基づき脱炭素に向けた取組を実施している。5R運動、各行政区で実施されている24品目のリサイクル事業やフードロス・ゼロプロジェクトの一環である3010運動を推進している。また、フードドライブ活動を通して、できるだけごみにしない啓発を行っている。このほか、宇城広域連合が令和

6年度供用開始予定の新クリーンセンターは、最新設備を有し、効率的な燃焼やゴミ処理に伴い発生するエネルギーを発電や余熱利用として効率よく活用し、地球温暖化防止に貢献できる施設となる計画である。

問 観光アンバサダー制度について問う。

経済部長 コロナ禍で人々の観光ニーズは大きく変わり、団体から個人、手軽で安全な近場への旅、滞在型から体験型、回遊型へとシフトする旅の需要が高まっている。それに対応するために設けたのが観光アンバサダー制度である。「宇城市在住または勤務の方で宇城市を好きであること」を条件に25人を観光アンバサダーに任命し、今年4月1日から活動してもらっている。活動内容は、地元からの旬な情報や観光スポット、グルメ情報等を収集し、SNSなどのコンテンツとしてITを活用し、広く市内外の方々に情報提供を行ってもらうことである。

中学校部活動について

問 令和5年度に熊本県の中学校部活動の在り方が変わると報道等で聞いているが、中学校1年生や小学校の保護者は部活動の存続について不安に思っている。現状における本市の計画や考え方を問う。

教育部長 令和5年度以降、休日の部活動が段階的に地域移行されることが文部科学省から示されている。本市としては、国や県の研究成果や課題を見極めながら、活動時間の適正化の推進や地域スポーツ・文化環境の整備推進を図り、生徒にとって望ましい部活動の環境の構築を図っていききたいと考えている。



自主防災組織について

問 昨年7月の人吉球磨地方での河川氾濫の際に、カヤックによる救助が行われたと聞いている。本市でも、大規模な浸水になった際の救助方法に対応するため、ゴムボート等の購入を消防団と訓練しながら活用してはどうか。

総務部長 災害協定により、ゴムボートは被災時に企業から補充する形で対応予定としている。しかし、消防団からも導入要望があっており、本市では河川氾濫だけではなく海上での人命救助等にもボートが必要な災害が懸念される。今後、消防団とも協議を行い、想定される災害に向けて対応可能な態勢づくりを進めていく。

新型コロナウイルスに対する経済対策について

問 新型コロナウイルスの影響は今年度に入ってからに大きなダメージを与え続けており、地

域経済がひっ迫した状態であることは否めない。新型コロナウイルス収束祈願花火プロジェクトを実施するには、まずは地域経済のV字回復が前提と考える。新型コロナウイルスに対する今年度の市独自の経済対策について問う。

経済部長 昨年度から新型コロナウイルスの影響によりひっ迫する経済の回復に向け、様々な政策に取り組んできた。プレミアム率100%のプレミアム付商品券では、第1弾と第2弾を合わせて総額約21億275万円が市内の登録された事業所で利用されており、市民には大変好評であったことがうかがえる。しかしながら、その約86・6%は大型量販店や大規模小売店の日用品や大型家電などの購入に利用されたものと推測されている。コロナ禍で営業制限を余儀なくされた飲食店に使用された商品券は約7032万円分で、全体の約3・2%にすぎないのが現状である。

問 コロナ禍における飲食店及

び遊技場、関連事業者の売上げ激減は否めない。そこで、今後ワクチン接種率が上がり飲食店等での会食の規制が緩和されるタイミングで、GoToイート宇城市版のような食事券、遊技券、会食券等を発行されてはどうか。飲食店の売上げ向上につながるような取組をすれば関連事業者の売上げも必然的に上がり、経済対策として大きな効果が期待できると思うが、市の考えを問う。

経済部長 現時点では本市独自の経済対策案を打ち出していないが、提案いただいた内容を参考に、感染者数の推移やワクチンの接種率を注視しながら、国県の動向も踏まえた上で迅速な対応ができるよう努める。

TEAM C.UKI
コロナに負けない。
さあ、これからだ。

ワクチン接種希望者への支援

問 接種を申し込みたいが、会場まで1人では行けない人たちへの配慮は行き届いているか。

健康福祉部長 交通弱者を支援するため、65歳以上の方にタクシー券の配布を予定している。また、64歳以下の方でも、障害者手帳所持者や要支援・要介護認定者にタクシー券を配布する方向で準備している。さらに、医師会の御協力で訪問診療時等に接種を実施する。

問 教職員や介護従事者等への職域での優先接種により、本市の負荷は小さくなり、接種業務も着実に進むと思うがどうか。

健康福祉部長 職域接種は、国への申請・許可、市民への接種券の配付方法や配付時期の変更、医療現場での薬剤の混在を防止する確認作業が必要である。市民の早期接種につながる事業でもあることから、接種券の発行

など接種の迅速化に向けて協力態勢を整えていきたい。

問 ワクチン接種予約（ヘルプデスク）への若者の応援について、手伝った若い人たちは、社会貢献への喜びと充実感、満足感に新たな目標が定まり、自分も人のため地域のために頑張ろうと思えるターニングポイントになるのではないか。若者の転出が多い昨今の地方の現状を鑑みての提言とする。

社会体育施設の整備

問 3月に第2期宇城市スポーツ振興計画が策定された。岡岳グラウンドの照明器取替工事が今回の補正予算に計上されているが、施設の整備について問う。

教育部長 安全・安心な体育施設を提供するため、計画的に施設を改修する。老朽化により多額の改修費用を要するが、施設の劣化・損傷状況、安全性等の調査を行った上で、計画的な更新・改修を行う。

問 議会への請願として採択されたテニスコート建設の要望について問う。

教育部長 当該請願に対しては適地の選定や事業費等の諸問題があり、まだ研究が必要な段階。まずは施設健全度判定が低評価であったグラウンド照明の更新を行い、安全・安心なスポーツ施設環境の整備を優先する。

問 テニスコートに関しては、初代市長と守田市長に請願が提出されており、いずれも議会で採択されている。どのように受け止めているか。

市長 重く重く受け止めている。今後多くの施設改修の予定と建設の可能性があり、市議会では是非とも議論していただきたい。

中央図書館の民間委託

問 市民サービスの充実に向けたセールスポイントを問う。

教育部長 ①図書館の開館時間を延長することで市民の多様な生活様式に対応し、利用しやすい

環境をつくる。②カフェを併設して居心地よく滞在できる図書館・楽しむことができる美術館となる空間をデザインする。

その空間を活用したイベント等を実施することで、これまで図書館・美術館を利用していなかった方が来館されるきっかけを提供していきたい。

問 先日、図書館に行かなくてもFAX等で資料がもらえる法案が成立した。図書館離れ・本離れにある昨今、指定管理者制度を導入し、5年間で莫大な維持費を投入してもなお入館者倍増の目的が達成できなかった場合の担保が必要ではないか。

教育部長 指定管理者からはこれまでの経験を活かした事業計画を提案されており、他市同様の成果を期待している。また、協定書で月例報告を義務付け、内容を審査して月ごとに利用状況等をチェックできる態勢になっている。指定管理移行後も日常的に情報を共有し、緊密な連携を図っていきたい。

令和3年第1回臨時会の概要

《会期：令和3年5月14日》

新しい議長・副議長が決まりました

【議長】園田 幸雄 議員

【副議長】福永 貴充 議員

◎審議した議案等とその結果

○：賛成 ●：反対 欠：欠席 除：除斥 棄：棄権

件 名	議員名	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	議 議 結 果	賛 成	反 対
		永木 誠	山森 悦嗣	三角 隆史	坂下 勲	高橋 佳大	高本 敬義	大村 悟	福永 貴充	溝見 友一	園田 幸雄	五嶋 映司	福田 良二	河野 正明	渡邊 裕生	河野 一郎	長谷 誠一	入江 学	豊田 紀代美	中山 弘幸	石川 洋一	岡本 泰章			
承認第3号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第4号）（税条例等の一部改正）		○	○	○	○	○	○	○	○		議長のため表決には加わりません。	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	19	0	
承認第4号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第5号）（介護保険条例の一部改正）		○	○	○	○	○	棄	○	○	○		棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	18	0
承認第5号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第6号）（国民健康保険特別会計補正予算）		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0
承認第6号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第7号）（一般会計補正予算（専決第1号））		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0
承認第7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第9号）（一般会計補正予算（専決第2号））		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認	20	0
議案第39号 工事請負契約の締結について（萩尾隧道（用水路）災害復旧工事）		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0	

◎その他の議案等

番 号	件 名	審議結果
報告第2号	専決処分の報告について（専決第8号）	報 告

議会を傍聴しませんか？

次の定例会は **9月開会予定**です。

詳細は議会事務局（Tel32-1111）までお問い合わせください。